

1. 件名：島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（管理区域の変更）に関する事業者ヒアリング【1】

2. 日時：令和4年6月23日 16時40分～17時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤企画調査官、義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官、伊藤原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

- ・島根原子力発電所2号炉原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事完了に伴う保安規定変更に対する設置許可との整合性について
- ・保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の変更内容について

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の伊藤です。それでは島根原子力発電所の原子力施設保安規定の変更認可申請についてのヒアリングを始めたいと思います。それでは、説明をお願いいたします。
0:00:17	はい。中国電力東京支社の西本です。それではまず資料の確認からさせていただきます。
0:00:25	日付が6月23日付の資料が二つございまして、
0:00:29	まずは、保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の変更内容についてという1枚ものの資料と、
0:00:39	タイトルが島根原子力発電所2号炉原子炉と大物機器搬入高の、
0:00:45	エーザイ新対策工事完了に伴う保安規定変更に対する設置許可との整合性について、どちら2枚ものの資料となります。
0:00:54	それと、6月17日に提出しております、島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請についてという、
0:01:04	7枚の資料となっております。
0:01:07	資料三種類ございますが準備の方は大丈夫でしょうか。
0:01:12	はい。大丈夫です。
0:01:14	はい。それでは内容の説明を本社側からお願いいたします。
0:01:20	はい中国電力の佐藤です。
0:01:23	まず初めに説明にあたりましてちょっと進め方のご確認だけさせていただきますが、まず変更認可申請という申請書についての説明の後に、保安規定審査基準、
0:01:34	及び、設置許可との整合性についての資料にて説明を行わせていただきますがいかがでしょうか。
0:01:43	はい、そのようにお願いいたします。
0:01:48	はい。中国電力のサトウで承知しました。
0:01:50	それでは資料に基づきご説明させていただきます。
0:01:55	まず日付6月17日付の島野原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請についてという文章についてご説明いたします。
0:02:06	こちらの内容といたしましては、
0:02:10	9月方法の間事前に御説明センターにてご説明した内容の申請となっておりますが、めくっていただきまして2ポツで変更の理由という。
0:02:21	箇所がございますこちらで説明いたします。
0:02:24	内容といたしましては島野原子力発電所2号炉の原子炉と大物機器搬入高の耐震対策工事完了に伴いまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:34	変更するものでございます変更する箇所といたしましては、
0:02:38	添付 2 の管理区域図、91 条 92 条関連の図になりますがこちらの図の変更となります。
0:02:47	具体的な変更の内容といたしましては、別添として、変更前後比較表をつけております。こちらの、
0:02:57	図が書いてある図 14
0:03:00	ページー振ってる番号で言うと 2 ページのところになりますが、
0:03:05	こちらの
0:03:06	2 号炉の原子炉、
0:03:09	の
0:03:12	左下の部分になりますけれども、図の左下の部分
0:03:16	これまで、
0:03:17	外壁から出ていた躯体の部分の工事をするというところで、以前、解除の申請、認可をいただいている部分になりますが、こちらの管理区域につきまして、
0:03:30	このたび工事完了に伴いまして、荒田改め、改めまして、こちらの管理区域を設定するというので、変更後の右の図の部分ですけれども、
0:03:42	左下の部分管理区域に設定するという内容になっております。
0:03:48	続きまして次のページの付則の追加につきましてですけれども、
0:03:54	付則の第一条といたしまして、保安この原子炉施設保安規定は、
0:03:59	原子炉規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行すると、2 ポツといたしまして先ほどの図、
0:04:06	管理区域図の変更につきましては、管理区域の変更をもって適用することといたしまして、それまでの間は従前の例によるという付則としております。
0:04:19	変更認可の申請書のご説明については以上となりまして、続きまして、
0:04:25	この変更に伴う、
0:04:28	まず保安規定の審査基準の要求事項に対する保安規定の変更内容についてご説明いたします。日付 6 月 23 日付けの 1 枚もののペーパーになりますこちらでご説明いたします。
0:04:41	先ほどの管理区域の変更。
0:04:44	こちらにつきまして、変更対象としている条文に該当する保安規定の審査基準を示しております。
0:04:52	1 ポツで第 1 編の、今回は運転段階の発電用原子炉施設編についての、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:57	変更の内容になります。まず、左側で保安規定の審査基準を載せてお ります。
0:05:04	こちら実用炉規則の第 92 条第 1 項の第 9 号、こちらが管理区域保全 区域及び周辺監視区域等の設定等に関わる、
0:05:15	基準となっております、1 ポツとして、管理区域を明示して、管理区域 における他の場所との区別ための措置を定めて、管理区域の設定及び 解除において実施すべき事項が定められていることと、
0:05:28	いう基準があります。こちらに対しまして今回条文といたしましては添付 2 の管理区域図、こちらを変更すると。
0:05:36	いうところで、変更概要は先ほど述べたように耐震対策工事の工事完 了に伴う変更としております。
0:05:46	こちら管理区域の設定に関わる、
0:05:48	さ、審査基準に関連しております、
0:05:52	整合性があるというふうに考えております。
0:05:57	続きまして同じく 6 月 23 日付の資料になりますけれども、
0:06:04	島野原子力発電所 2 号炉、
0:06:07	原子炉棟、
0:06:08	大物機器搬入高の耐震対策工事完了に伴う保安規定変更に対する、 設置許可との整合性についてというペーパーでご説明いたします。
0:06:18	こちら先ほど、
0:06:20	この通り管理区域の変更につきまして、設置許可との整合性について、
0:06:26	表の通り整理してございます。
0:06:30	こちら
0:06:32	左側保安規定の条文といたしましては先ほどの添付 2 の管理区域図。
0:06:37	こちらが申請書記載内容と同様のため省略をさせていただきます。
0:06:42	右側、設置許可との整合性の説明になりますけれども、
0:06:47	こちら本文 9 号及び添付書類の 9。
0:06:51	2.1 の管理区域等につきまして、
0:06:55	管理区域について記載があります。こちら保安規定に、これに整合して いるという整理しております。
0:07:02	真ん中の列、設置許可の記載につきまして財力をご説明いたしますと、
0:07:09	本文側につきましては、管理区域及び周辺監視区域の設定という項目 について、管理区域のところに記載がありまして、
0:07:17	その場所における外部放射線に関わる線量等を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:22	これらについて、線量の国Gに定められた値を超えるかまたはその恐れのある区域をすべて管理区域にすると。
0:07:31	いう本文になっております。
0:07:34	また実際には部屋や建物その他の、
0:07:38	施設、これらにつきまして具体的に管理区域を設定するという設置許可の記載本文の記載になっております。
0:07:46	続いて添付書類の9につきましては、
0:07:49	本文側と同様な記載に、
0:07:53	追加で添付資料といたしまして実際の管理区域及び周辺監視区域の図というのをつけておりましたそれが2枚目の
0:08:03	図になりまして管理区域及び周辺監視区域の図として全体の図を載せております。こちらについても今回の
0:08:12	変更につきまして整合性を確認しております。
0:08:17	こちらで準備した資料につきます。以上です。
0:08:21	よろしくお願いいたします。
0:08:27	はい、説明ありがとうございました。
0:08:31	そうするとこちらから、ちょっと確認なんですけれども、
0:08:36	今回工事に、
0:08:38	の完了に伴ってもととの経緯が工事する、大物搬入工の撤去するために、
0:08:46	管理区域の設定を解除して、ここで完了して、
0:08:50	また再設定しますよっていうことで、
0:08:53	今度再設定する範囲ってというのはもともと設定しとった。
0:08:58	工事前の設定しとった範囲からその出っ張りの、
0:09:02	主な搬入この出っ張りの部分が抜けた。
0:09:05	形で設定されるってというような認識でよろしかったですか。
0:09:12	中国電力佐藤でございます。その認識の通りでございます以上です。
0:09:19	はい、ありがとうございます。
0:09:27	はい。あと資料のところで許可制ごとの資料を出していただきとって、
0:09:35	特に何でしょうねこういった管理区域の図面、図面関係ってこの許可の、
0:09:43	添付とかそれ以外何かその保安規定で今、添付で、管理区域の図なんですけど、それ以外で何かこういった図面ラッシュとかっていうのはあるんですかね。
0:09:59	中国電力の南です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:01	御示しさせていただいております設置許可においてこちらの建物範囲での管理区域を設定してる図、こういうものを
0:10:13	今回申請させていただいて許可をいただいている状態となっております、保安規定においてはそれぞれの建物も含めてフロアごとの管理区域図、これを
0:10:23	申請させていただいて認可をいただき、今の状態で認可をいただいて今回変更の申請をさせていただいているという状態になっております、
0:10:33	それ以外で管理区域の図として何か炉規則に関わるもので申請をさせていただいているというものは、ないというふうに認識しております。以上です。
0:10:49	はい、わかりましたありがとうございます。
0:10:57	規制庁の吉崎です。資料の確認ですけども、
0:11:03	まずGはこれはもうⅡ完了したんですかね。
0:11:15	中国電力のコウゲです。
0:11:18	ほぼ完了しておりますが、今最終的な塗装であるとかですねそういう仕上げ工事を行っております。
0:11:26	この手続き、あとは
0:11:29	等が整った時点で管理区域設定をするということを考えております。以上です。
0:11:39	あ、規制庁のヨシザキです。耐震の対策工事関連等もあって、
0:11:44	工事自体は終わって塗装がまだ、
0:11:49	だとそういう理解でいいですかね。
0:11:52	中国電力の大江です。はい構造体自体はすでに完了しております。はい。あとは見栄えなりのを整えの段階に入っております。以上です。
0:12:06	はい、規制庁ヨシザキスわかりましたそれと
0:12:10	保安規定審査基準の要求事項に対する変更内容に、1枚もののやつなんですけど。
0:12:18	恒例で92条の1項9号の1、
0:12:23	のところを、
0:12:25	ここについての適合を述べてるんですけど他の5については、それはもう、もう変わんないとか見なくていい。
0:12:34	嘘、どういった判断があったんですかね。
0:12:40	中国電力の佐藤でございます。おっしゃる通り
0:12:44	今回の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:45	改正につきましては
0:12:48	当該の一つのみの判断となっておりますけれども、事前にすべての条文を確認しております、その中で、92号の
0:13:00	第1項第9号の2ポツというのもございますがこちら管理区域に関する基準にはなっておりますけれども、こちらの管理区域内の区域区分で基準値を定めると。
0:13:12	いうところを要求しているものですが、今回の変更につきましては基準値自体の変更ではないために該当しないものと考えております。以上です。
0:13:26	規制庁井関です1通目で、だけでは2から10までをすべてサーベイした上で、1だけを今回管理区域の変更で対象になるということを、
0:13:39	検討した上で、この条文だけを次、
0:13:43	オダしてきたということで理解しましたそれぞれよろしいですかね。
0:13:50	中国電力佐藤でございますおっしゃる通りでございます以上です。
0:13:57	あ、規制庁のヨシザキそれともう1点確認で、今回この、
0:14:02	管理区域を、その元に戻す。
0:14:05	そうなんですけど、このなんだ。
0:14:07	最初の方の、要は、何か改造工事する前の、
0:14:12	常盤孝令和、その保安規定の変更内容は、これも1だったんですかね、この、この条文の通りだったんですかね。
0:14:28	中国電力佐藤でございます。
0:14:32	当時ですねこの審査基準につきましては、お出ししてはなかったんですけれども今回と同じ認識で、1ポツのみの該当と考えております以上です。
0:14:47	規制庁の吉瀬提出してないけど一井の該当で、今回それを直すんでこの位置だけを出してきたという理解でよろしいですかね。
0:14:58	中国電力佐藤ですそのご認識の通りでございます以上です。
0:15:06	と規制庁の吉井涼帆カ一何だ、その抱える工事の最初の、要は何だ。
0:15:13	工事する前の資料で、今回出してもらった資料と、
0:15:17	変わったものってあるんですかね。
0:15:33	中国電力の南です。はい。前回提出させていただいた時と今回の提出の違いですけど設置許可との整合の資料の
0:15:44	部分となりますが、前回提出させていただいたときは、2号炉の設置許可を終えていない状況、すいません新規基準に伴う設置許可を終えていない状況であったことから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:55	当時の設置許可の記載としておりましたので、今回は昨年9月にいただいた新規制の設置許可の内容としております。
0:16:07	告示のですね名称ですとかそういうところを一部変わっておりますのと、あと、前回はですね、過去の設置許可にはですね、管理区域図の、
0:16:18	うちですね、こちらのその建物範囲の図とともにですね、代表的な建物原子炉建物とかタービン建物とか、そういう建物のフロアごとの
0:16:28	管理区域図を載せておりましたので、そちらもこの添付資料につけていたというところがございます。ただしこちらはですね、それらの設置許可で載せていた、各建物フロアごとの管理区域図につきましては、
0:16:44	先行電力等のものも参照しまして、管理区域図、各フロアの管理区域はですね、保安規定において、確実に管理するということで、
0:16:56	設置許可ではこちらのその建物範囲の管理区域図のみというふうに、先行電力と合わせて実施したというところがございますのでその部分が、
0:17:06	前回提出させていただいた資料と少し変わっている部分ということになっておりますが、考え方について特に変更はございません。以上です。
0:17:19	規制庁の伊勢ですの考え方に変更はないというのはわかりましたで、前は、工事する前に出した資料は、許可新規制基準の許可の前だから前の許可の資料の、
0:17:33	体裁で出していて今回は新規制をもらった後なんで、新規制の後の許可の整合、
0:17:40	を読み込んでやっているっていうのを、
0:17:43	理解しました。
0:17:48	少々お待ちください。
0:17:54	規制庁皆川です。私から1点だけなんですけれども、本件、
0:18:01	審査基準の要求事項に対する保安規定の変更内容についてという書類があると思うんですけれども、保安規定の審査基準の、
0:18:10	92条第1項第9号の1項に対して、今回、
0:18:17	適合しているかどうかってことだと思えますけれども、この今、今日の説明資料を見ると、保安規定審査基準の92条の第1項第9号の1項にどう適合してるか。
0:18:33	ていうのがよくわからないので、ちょっとそれを説明してもらっていいですか。
0:18:51	中国電力佐藤でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:54	審査基準のうちですね、最初の部分になるんですけども1ポツの最初の部分として、管理区域を明示しという部分、こちらに今回該当すると考えております。
0:19:05	その他につきましては、
0:19:08	条文等で考えているものと考えます。以上です。
0:19:17	規制庁ミナカワです。
0:19:19	今の考え方なんですけど多分この資料の備考なのかな、備考のところに、
0:19:27	今回の変更内容とそれに対する審査基準。
0:19:32	との関係で、
0:19:35	適合していますっていう事業者の考え方を
0:19:40	明確にしてもらいたいなと思ってるんですけどもいかがでしょうか。
0:19:48	中国電力里です。おっしゃられた点につきましては資料を修正して、反映したいと思いますよろしく願いいたします。
0:19:56	はい、よろしく願いします。で、
0:20:01	今の関連してな、中身なんですけど、今管理区域を明示していうところ。
0:20:07	に対して、ちゃんと明示しているので、適合してますっていう説明だったととらえたんですけども。
0:20:16	あれですかね、92条1項9号って、管理区域を明示し、
0:20:24	他の管理区域における、他の場所と区分するため措置を定め、
0:20:29	管理区域の設定解除において実施すべき事項が定められていることであって、
0:20:37	例えば
0:20:39	後、管理区域を明示し、以降、
0:20:42	の話は、今回の変更内容とは関係ないっていう理解でよろしかったですか。
0:20:57	中国電力佐藤でございます。
0:20:59	おっしゃる通り明治c以降の部分につきましては、保安規定の本条文側、91条、
0:21:07	設定及び解除という部分で
0:21:13	表現しているものと考えておまして今回の変更につきましては、該当しないものと考えております。以上です。
0:21:21	ミナカワわかりました。なので、ちょっとあれですかね、その審査基準の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:26	管理区域を明示し、以降に係る保安規定の、
0:21:31	事業者の保安規定の規定は変更していないので、
0:21:35	これについては、
0:21:38	適合してることに変わりはないってそういう理解でよろしかったですかね。
0:21:45	中国電力佐藤です。おっしゃる通りそれ以降につきましては今回の変更には該当しないと考えております以上です。
0:21:52	皆川です現状わかりました。
0:21:56	今この資料上、保安規定審査基準の1個⑤と書いてあるので、ちょっと全体がわかるように、
0:22:06	今のやりとりを踏まえて記載いただければなと思うんですけど。要は今関係してるのは、管理区域を明示していうところでそれに対しては、
0:22:16	これこれこうで適合しています。後ろの部分については、
0:22:23	条文を変えていないので、
0:22:28	変わりませんんみたいな、全体像がわかるように、事業者の考え方を明確化してもらいたいなあとというふうに思いますので、
0:22:38	検討のほどよろしく願います。
0:22:45	中国電力佐藤でございます。おっしゃった部分につきましては資料に反映してご提示させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。
0:24:03	あ、規制庁皆川ですすみません
0:24:06	申請書の方でもう1点ちょっと確認させていただきたいんですけども、3ページ。
0:24:13	2、施行期日、
0:24:15	が変更後に書かれてると思うんですけども、
0:24:18	1発は、保安規定この保安規定は認可を受けた日から10日以内に施行しますと。
0:24:26	2ポツは、管理区域図の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例によるっていう
0:24:37	施工技術に関して、二つ書かれてるんですけども、1ポツは港湾規定全体について、2ポツは、添付2について、
0:24:47	ちょっとすいませんこの1ポツと2ポツの関係を説明していただきたいのと、実態どうなるかって説明してもらっていいですか。
0:25:07	中国電力佐藤でございます。おっしゃった部分の施行期日についてですけれども、まず1ポツ(1)の方ですね。ええ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:18	実際認可を受けた日から 10 日以内に施行するということですがけれども、先ほどおっしゃった通りセ保安規定としての全体としては、10 日以内に施行すると。
0:25:28	してますけれども、
0:25:30	一方に、2 ポツの添付 2 の図につきましては、管理区域の変更をもって適用することとして、しておりまして、実際にこの
0:25:42	今回の管理区域図の適用につきましては、
0:25:46	本規定の変更をもって、当社の運用の中で適用していくということで考えておりますので、
0:25:53	実際には 2 ポツの方の管理区域の変更をもって今回の図が適用となります。
0:26:01	以上です。
0:26:07	すいません。
0:26:10	ちょっともう、もうちょっと確認していいですか。
0:26:14	ちょっと私がかかってないだけかもしれないんですけど、まず本体全体この点、ちょっと添付 2 も含めて何かあれですけど、
0:26:24	保安規定全体は認可を受けた日から 10 日以内に施行をしますっていうのが、1 ポツで、
0:26:32	2 ポツは、
0:26:34	添付 2 だけはちょっといつかはわかんないんですけど、管理区域の変更をもって、
0:26:41	適用しますと。
0:26:43	それまでの間は従前の例による。
0:26:47	てなっているので、これ、仮にあれですかね、
0:26:51	全体は認可を受けた日から 10 日なんだけれども、
0:26:56	2 ポツで、
0:26:58	管理区域の変更をもって適用、添付 2 は、
0:27:02	適用することとしてなっているので、
0:27:05	例えば 10 日を過ぎても、管理区域の変更化され、
0:27:10	していないようになれば、
0:27:15	認可を受けた日から、
0:27:17	10 日以内に、この添付 2、
0:27:20	に関しては、従前の例によるよりましてそれを言ってるってことなんすかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:31	中国電力佐藤でございます。おっしゃる通りでして保安規定の施行としては 10 日以内に施行するものの、それ以降に管理区域の変更が必要となるという場合にはそれまでの間は、
0:27:45	従前の例によるという運用としようと考えております。以上です。
0:27:51	規制庁皆川です。今実際は、今、多分最初の方に、
0:27:57	10 日以内に管理区域は変更。
0:28:01	するつもりですっていう説明をされたんですけど。
0:28:12	中国電力の南です。管理区域の設定はですね我々としてこういうところぐらいで設定したいというお話は
0:28:23	以前させていただいたところではあります、今回の保安規定の申請というところにおいてはですねこれは前回の申請の時もそうだったんですが、
0:28:34	管理区域の設定についてはですね、保安規定が認可いただけた日から若干、我々が準備していた時期とですね相違することがございますので、いう付則をつけさせていただいて、
0:28:49	我々の準備が整った段階で、管理区域の設定を行うというような形を、運用をとってございましてそのことを表す付則の記載というふうになっております。以上です。
0:29:03	規制庁皆川です。はい。説明内容現状は、はい、理解しました。
0:30:35	規制庁ミナカワですすみませんこのあれでしたっけ施行記述の書き方は、
0:30:41	これまで一の、
0:30:43	申請の中でも、この記載になってたって理解すればよろしかったですかね。
0:30:53	中国電力佐藤でございます。おっしゃる通り、前回の、
0:30:57	管理区域の解除をした際にも、同様の書き方としてございまして、今回は、それを改めて戻すというところで、こちらの書き方を踏襲してございまして以上です。
0:32:17	規制庁ミナカワすみません読み方たなんですけど、
0:32:22	今施行期日の第 1 条で、
0:32:28	その法案規定は 10 日以内に施行するってなっちゃってるので、記載があるので、
0:32:35	何かその 2 ポツにかかわらず、10 日以内に施行する。
0:32:41	読めるかなと思ってるんですけど、それぞれでいかがでしょうか。
0:32:56	中国電力佐藤でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:58	この1 第一条の同概念に施行するというのは、実際に保安規定としては、施行を予定しておりまして、2 ポツについては、数それにかかわらず、実際の伴陸域の
0:33:12	図の変更については、2 ポツで変更するということを考えております。以上です。
0:34:27	原子力規制庁イトウです。こちらからのコメントは以上ですけれども、中国電力から何かありますでしょうか。
0:34:39	中国電力佐藤でございます。中国電力本社側から特に、
0:34:43	ございません。以上です。
0:34:47	中国電力東京支社側も特にございません。以上です。
0:34:53	はい、わかりました。
0:34:56	そうすると、
0:34:58	これで本日のヒアリングを終了したいと思います、
0:35:03	はい、では本日これでヒアリングを終了したいと思いますはい、ありがとうございました。
0:35:08	ありがとうございました。
0:35:10	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。